

キャッシュレス決済事業者の  
中小店舗向け開示ガイドライン(案)

令和2年6月23日

経済産業省

## **1. 経緯及び背景**

キャッシュレス決済は、消費者の利便性向上だけでなく、店舗のレジ精算業務の削減など現金管理の手間や時間の削減、消費者の手持ち現金不足による機会損失の防止などにつながる。また、現金に触れず、従業員と顧客の接触機会を減らすことで衛生的な取引が可能になる、現金では取得できなかったデータが得られることで、顧客に対しよりよいサービスを最適なタイミングで提供できるようになるなど、店舗に様々なメリットをもたらす。

このため、政府は、消費税率引上げに伴い、2019年10月から2020年6月末までキャッシュレス・ポイント還元事業を実施し、消費者のキャッシュレス決済の利用促進と中小店舗におけるキャッシュレス決済の環境整備を進めてきた。本事業の最終的な登録店舗数は約115万店となり、中小店舗にも一定程度キャッシュレス決済が広がってきたと言える。他方、中小店舗からは、「決済手数料の負担が重い」、「店舗への売上の入金サイクルが長い」、「多種多様な決済サービスの中からどれを選べばよいか分からない」といった声が依然聞かれる。更なるキャッシュレス推進に当たっては、こうした課題を解決していく必要がある。

このため、経済産業省は、決済手数料や入金サイクルなども含めて、キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた課題と方策を、キャッシュレス決済に関わる店舗やキャッシュレス決済事業者、ネットワーク事業者等の観点を踏まえて検討するため、2020年6月10日に、「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」を立ち上げた。

## **2. キャッシュレス決済事業者の開示・公表について**

キャッシュレス・ポイント還元事業では、キャッシュレス決済事業者に対し、参加加盟店に課す決済手数料を3.25%以下とすること、決済手数料や入金サイクル等の情

報を公表することを、参加の要件とした。2020年3月末時点で、本事業に参加している店舗が支払っている決済手数料の平均は約2.4%<sup>1</sup>となっている。このように、決済手数料等の開示は、中小店舗にとって決済事業者の選択を容易にするだけでなく、決済事業者間の市場競争を働かせ、手数料率を引き下げる効果もあると考えられる。今後、キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及を促進する上で、決済手数料等の開示・公表は、引き続き重要である。

こうした開示・公表の在り方については、キャッシュレス決済市場は変化が速く柔軟な対応が求められること、決済手段毎にその特徴や求められる情報が異なることなどを踏まえ、業界において自主的かつ継続的に検討されていくことが望ましい。その際、各決済事業者による個別の開示に加え、中立的な民間団体において各事業者の情報を横断的に一覧性のある形で公表するなど、法規制の枠を超えて店舗が比較検討しやすい公表をすることも重要である。

注)本ガイドラインにおいて「キャッシュレス決済手段」とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済など一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段を幅広く想定している。なお、本ガイドラインは、中小店舗向けの開示の在り方についてとりまとめたものであり、大規模店舗向けの開示はこの限りではない。

### **3. 開示内容について**

キャッシュレス決済事業者は、下記の情報を、中小店舗に分かりやすい形で開示・公表することが推奨される。なお、本ガイドラインは、キャッシュレス・ポイント還元事業終了を見据え、本ガイドラインの公表時点で参考となる情報をとりまとめたものであり、開示・公表内容やその方法等については、今後、業界において自主的に不断の検討がなされていくことが望ましい。

---

<sup>1</sup> 算出に当たり、キャッシュレス・ポイント還元事業におけるフランチャイズチェーン等に当たる参加店舗の手数料は除外している。

## **(1) 中小店舗に適用している決済手数料**

決済手数料は、中小店舗がどのキャッシュレス決済事業者と契約するかを検討する上で、最も重要な事項の一つである。このため、中小店舗が各決済事業者について比較検討した上で選択できるよう、決済事業者毎に、加盟店に適用している決済手数料の水準を開示・公表することが望ましい。

具体的には、決済事業者毎に、中小店舗に適用している決済手数料の上限と下限の幅、あるいは、中小店舗が決済事業者と契約する際に目安となる標準料率を示すとともに、決済手数料の設定方法(決済手数料率が一律でない場合に料率設定において考慮する事項(例:業種、取扱高、決済単価))を示すことが推奨される。また、今後手数料変更の可能性がある場合には、その旨及び変更が行われる条件を予め示すことが望ましい。

なお、中小店舗に適用される決済手数料には、ネットワーク利用料や振込手数料等、様々なコストが含まれており、現在の我が国の決済インフラやコスト構造を踏まえると、その料率水準が不当に高く設定されているとは言えない。その意味で、キャッシュレス決済事業者と店舗の間で決済手数料のコスト構造に関する認識を共有・公表することも含め検討していくことが必要であろう。

## **(2) 決済手数料以外に発生する費用**

中小店舗にとっては、決済手数料以外に発生する費用についても事前に把握しておくことが重要である。このため、決済事業者は、決済手数料以外に発生する費用(端末関連費用、通信関連費用、固定の月額利用料等)について、中小店舗に対し丁寧に分かりやすく示すことが必要である。

### **(3)入金に関する条件**

キャッシュレス決済については、現金に比べて店舗への売上の入金が遅れることによる資金繰りの悪化を懸念する声があり、こうした資金繰りの観点からは、中小店舗が自らの運転資金の状況等に応じて適切な入金サイクルの決済手段を選択できるようにすることが重要である。このため、入金サイクルに関する情報について、キャッシュレス決済事業者により透明性の高い開示・公表が行われることが求められる。

具体的には、入金の頻度(月何回の入金か)や入金手数料の負担者(決済事業者負担か中小店舗負担か)及びその額(中小店舗負担の場合)、特別な条件による入金が行われる条件と費用(例:所定の回数を超える入金については、中小店舗からの申請に基づき中小店舗が所定の手数料を負担することで応じる)を明確にすることが求められる。さらに、一定の条件下で、加盟店への入金を停止する、又は、次回分以降の入金に合算して入金される等通常の入金とは異なる取扱いがされる可能性があるなどの場合には、その旨を事前に加盟店に明確に説明することが望ましい。

### **(4)その他中小店舗が決済事業者を選択するに当たって有益と思われる情報**

中小店舗がキャッシュレス決済手段を導入するに当たっては、決済手数料が重視されるが、それ以外にも重要な要素がある。決済手数料以外の諸条件や、当該決済手段の訴求点も含め、総合的な判断を中小店舗が行えるよう、決済事業者は、以下の情報も中小店舗に丁寧に説明することが望ましい。

#### **(ア)中小店舗向けの訴求点**

キャッシュレス決済手段の導入に当たっては、当該決済手段のメリットや訴求点も含め、中小店舗が総合的に判断できるようにすることが重要である。このため、決済事業者は、当該決済手段の導入を通じて中小店舗に提供できる付加価値・訴求点について、中小店舗に丁寧に説明することが求められる。

(イ) 対面・非対面の別

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、非対面(オンライン)の決済が増えている。このため、決済事業者が提供するサービスについて、対面と非対面とで諸条件が異なる場合には、対面と非対面とを分けて、その条件を明示することが必要である。

(ウ) その他

導入するキャッシュレス決済手段に関する基礎的な情報について、中小店舗が事前に把握しておくことは重要である。このため、決済事業者は、対応可能なブランド/サービス、サービス提供エリア、対応可能な決済端末の種類を丁寧に説明することが必要である。